

○広島大学経営基盤貢献学長表彰要項

(令和8年3月26日学長決裁)

広島大学経営基盤貢献学長表彰要項

(趣旨)

- 第1 この要項は、広島大学長表彰要項(平成16年4月1日学長決裁)第8第2項の規定に基づき、外部資金の獲得を通じて広島大学(以下「本学」という。)の経営基盤の強化に顕著な貢献をした者に対して学長が特別に行う表彰(以下「経営基盤貢献学長表彰」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要項において「外部資金」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 受託研究費，共同研究費，受託事業費及び共同事業費
 - (2) 広島大学研究費補助金取扱規則(平成17年3月1日規則第14号)第2条各号に掲げる補助金
 - (3) その他学長が認める資金
- 2 この要項において「間接経費」とは、前項各号に掲げる外部資金に付随して本学に配分される経費をいう。

(表彰の対象)

- 第3 経営基盤貢献学長表彰は、表彰する日において、本学に在職する教員又は本学の名誉教授を対象とする。

(表彰の基準)

- 第4 経営基盤貢献学長表彰は、表彰を行う年度の前年度から起算して過去10年度分における間接経費(研究者個人又は研究グループの代表者として獲得した間接経費その他学長が認める間接経費に限る。)の累計額が別に定める基準額以上の者で、上位5人以内であるものに対して行う。
- 2 前項の規定により表彰を受けた者に係る当該表彰の対象となった間接経費の累計額は、次年度以降の表彰に係る累計額に算入しないものとする。

(表彰の方法)

- 第5 経営基盤貢献学長表彰は、学長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰において、金銭その他の経済的給付は行わない。

(表彰の時期)

- 第6 経営基盤貢献学長表彰は、原則として毎年度1回、表彰する年度の前年度の決算が確定した後に行うものとする。

(事務)

- 第7 経営基盤貢献学長表彰に関する事務は、財務・総務室人事部福利厚生グループにおいて処理する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。